

阿賀野市告示第 16 号

阿賀野市介護支援専門員人材確保支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 2 月 5 日

阿賀野市長 加 藤 博 幸

阿賀野市介護支援専門員人材確保支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、物価の高騰に直面する居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が介護支援専門員の人材を確保し安定的な事業の継続ができるよう支援するため、令和 7 年度予算の範囲内で介護支援専門員人材確保支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するにあたり、阿賀野市補助金等交付規則（平成 16 年阿賀野市規則第 56 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この告示において使用する用語は、次の各号に掲げる法律において使用する用語の例による。

- (1) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
- (2) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）

(対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 阿賀野市内に所在する居宅介護支援事業所
- (2) 阿賀野市暴力団排除条例(平成 23 年阿賀野市条例第 30 号)第 2 条第 1 号又は第 2 号に該当しない者
- (3) 市税を滞納していない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかに該当するものは、交付対象としない。

- (1) 令和 7 年 12 月 1 日現在において事業の開始又は再開から 2 月以上経過していない事業所
- (2) 令和 7 年 12 月 1 日以降に事業を開始した事業所
- (3) 申請時点で休止又は廃止している事業所

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日の間において事業所が実施した介護支援専門員の人材確保及び職場定着を目的とする別表に掲げる内容を満たすものの費用とする。

(交付額及び交付基準等)

第 5 条 補助金の額は、別表に掲げる補助率、補助限度額とし、補助金額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 1 事業所につき、別表に掲げる補助対象事業に各 1 回まで申請できるものとする。

3 補助対象経費が他の補助事業の対象となっている場合にあっては、補助対象外とする。

4 消費税及び地方消費税額は、補助対象経費に含まないものとする。

(申請受付開始日及び申請期限)

第 6 条 補助金の申請受付開始日及び申請期限は、市長が別に定める。

(申請方法)

第 7 条 事業所は、補助金の交付を受けようとする場合、阿賀野市介護支援専門員人材確保支援事業補助金交付申請書兼実績報告書(第 1 号様式)に次に掲げる書類を添えて、申請期限までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業の実施が確認できる書類

(2) 事業所が経費を支出したことが確認できる書類

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めた場合は、交付の審査にあたって必要な書類を提出させることができる。

(交付決定及び交付額確定通知)

第 8 条 市長は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付すること又は交付しないことを決定したときは、当該事業所に対し、阿賀野市介護支援専門員人材確保支援事業補助金交付(不交付)決定通知書兼補助金確定通知書(第 2 号様式)により通知する。

(補助金の支給)

第 9 条 支給方法は、口座振込とする。

2 市長は、第 8 条第 1 項の規定により交付決定した事業所に対し、速やかに補助金を支給する。

(検査及び報告)

第 1 0 条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定した事業所から報告

若しくは資料の提出を求め、又は職員に当該事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者へ質問させるものとする。

- 2 事業所は、前項の規定により検査及び報告等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

（交付決定の取消し）

第 1 1 条 市長は、前条の規定による検査で交付決定を受けた事業所が法令若しくはこの告示に違反したこと又は偽りその他不正の手段により交付決定を受けたことが判明した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、阿賀野市介護支援専門員人材確保支援事業補助金交付決定取消通知書（第 3 号様式）により、交付決定を受けた事業所に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 1 2 条 前条第 2 項の規定により交付決定の取消しを受けた事業所は、当該取消しに係る部分について、既に補助金の交付を受けているときは、阿賀野市介護支援専門員人材確保支援事業補助金返還命令書（第 4 号様式）に基づき、市長が定める期日までに当該補助金を返還しなければならない。

（その他）

第 1 3 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

この告示は、令和 8 年 2 月 5 日から施行する。

（有効期限）

この告示は、令和 8 年 5 月 3 1 日限り、その効力を失う。

別表（第 4 条関係）

区分	補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
1	ホームページ・動画作成等支援事業	人材確保のために事業所を紹介するホームページの新規作成又は改修、動画を制作する費用	補助対象経費の 2 分の 1 以内 （1 事業所あたりの 限度額 2 0 万円）

2	就職情報サイト活用 支援事業	人材募集のためにインターネットを介した就職情報サイトを利用する費用	補助対象経費の2分の1以内 (1事業所あたりの 限度額30万円)
3	研修費用助成事業	キャリアアップ又は資格取得に関する研修を受講させるために事業所が支出する費用	補助対象経費の2分の1以内 (受講者1人あたりの 限度額3万円)

第 1 号様式(第 7 条関係)

年 月 日

阿賀野市長 様

申請者 所在地
事業所名
代表者名

阿賀野市介護支援専門員人材確保支援事業補助金
交付申請書兼実績報告書

阿賀野市介護支援専門員人材確保支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき
補助金の交付を申請するとともに、実績を報告します。

また、市税の納税状況を確認するため、税務情報を照会することに同意します。

記

1 交付申請・実績報告額 _____ 円

2 補助事業完了年月日 _____ 年 月 日

3 添付書類

- (1) 補助金内訳書(別紙)
- (2) 事業の実施が確認できる書類
- (3) 事業所が経費を支出したことが確認できる書類

(別紙)

事業所名

補助金内訳書

1 ホームページ・動画作成等支援事業

補助金交付申請・実績報告額		円			
事業内容等	支出金額	円（消費税を除く）			
	支出の内訳	内容	決算（見込） 額	支出年月日	備考
			円		
		合計	円		
	内容等	具体的に記入すること			
事業の効果	具体的に記入すること				

2 就職情報サイト活用支援事業

補助金交付申請・実績報告額		円			
事業内容等	支出金額	円（消費税を除く）			
	支出の内訳	内容	決算（見込） 額	支出年月日	備考
			円		
		合計	円		
	利用した情				

	報サイト	
	事業の効果	具体的に記入すること

3 研修費用助成事業

補助金交付申請・実績報告額		円			
事業内容等	支出金額	円（消費税を除く）			
	支出の内訳	内容（時期、研修内容等）	決算（見込）額	支出年月日	備考
			円		
		合計	円		
	内容等	具体的に記入すること			
事業の効果	具体的に記入すること				

第 2 号様式（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

阿賀野市長 印

阿賀野市介護支援専門員人材確保支援事業補助金
交付（不交付）決定通知書兼補助金確定通知書

年 月 日付 第 号で交付申請のあった事業に対する補助金について、下記のとおり交付（不交付）の決定及び額の確定をしたので、阿賀野市介護支援専門員人材確保支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、通知します。

記

交付決定額（不交付の理由）及び確定額 _____ 円

（不交付の理由）

第 3 号様式（第 1 1 条関係）

第 号
年 月 日

様

阿賀野市長 印

阿賀野市介護支援専門員人材確保支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号で交付決定した阿賀野市介護支援専門員人材確保支援事業補助金について、下記のとおり交付決定を取り消しましたので通知します。

記

1 交付決定額 _____ 円

2 交付決定取消額 _____ 円

3 取消理由

第4号様式（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

阿賀野市長 印

阿賀野市介護支援専門員人材確保支援事業補助金返還命令書

年 月 日付 第 号で交付決定を取り消した阿賀野市介護支援専門員人材確保支援事業補助金について、下記のとおり返還してください。

記

1 返還額 _____ 円

2 返還期限 年 月 日

3 返還理由